

司 法 試 験
重 要 問 題 習 得 講 座
添削オプション問題冊子
商法・民事訴訟法



AGAROOT
ACADEMY

第 11 問

商 法

A 株式会社（以下「A 社」という。）は、若者向けの衣服を製造・販売している取締役会設置会社である。

A 社の創業者である B は、A 社の代表取締役かつ発行済株式総数の 100% を有する株主であったが、体調を崩して入院したため、A 社の従業員である C（B の長男）及び D（B の次男）に事実上経営を任せていた。なお、現在代表取締役には F が就任している。

C と D は、A 社の経営をめぐる対立することが多く、D は次第に A 社の経営から遠ざけられるようになった。

平成 27 年 12 月に入って B の容態が急変し、ついに同年 12 月 31 日に死亡した。B の相続人は、C 及び D のほか、B の三男である E がいるが、B の遺産相続をめぐる対立が生じ、遺産分割の協議が調わなかった。このため、B が保有していた A 社株式の株主名簿上の名義もそのままの状態であった。

ところが、C 及び E は、F に働き掛け、D に無断で、平成 28 年 1 月 10 日に A 社の臨時株主総会（以下「本件株主総会」という。）を開催し、F の同意を得た上で、C 及び E が議決権を行使して、C 及び E を取締役を選任する旨の株主総会決議をした（以下「本件株主総会決議」という。）。その後、C 及び E が取締役に選任された旨の登記がなされた。

〔設問 1〕

D は、本件株主総会決議取消しの訴えを提起する適格を有するかについて、論じなさい。

〔設問 2〕

D の訴えが適法である場合、D の訴えは認められるか。

第 29 問

商 法

関東地方に店舗網を有し、主に大衆向けの衣料品の販売業を営んでいる株式会社 A は、かねてから関西地方に進出することを企画していた。

- (一) 同社の取締役甲は、会社は無断で自ら、大阪において「A 大飯店」という商号を用い、主に高級衣料品の販売を開始した。この場合に株式会社 A は、甲に対し、会社法上どのような措置をとることができるか。
- (二) 甲が「新株式会社 A」という取締役会を設置しない株式会社を設立して、その取締役となり、同じく大阪において主に高級衣料品の販売を開始した場合はどうか。

(旧司法試験 商法 昭和 56 年度第 1 問 一部改題)

第 39 問

商 法

A は、個人で営んできた自動車修理業を会社形態で営むこととし、友人 D にも出資してもらい、甲株式会社を設立した。甲社は、取締役会及び監査役は置くが、会計参与及び会計監査人は置かないものとされ、取締役には、A のほか、以前から A に雇われていた修理工の B 及び C が選任されるとともに、監査役には、A の妻 E が選任され、また、代表取締役には、A が選定された（以上の甲社成立までの手続には、何ら瑕疵はなかった。）。

ところが、甲社では、取締役会が 1 回も開催されず、その経営は、A が独断で行っていた。そのため、A は、知人 F から持ち掛けられた事業拡張のための不動産の購入の話にも安易に乗ってしまい、F に言われるまま、手付名目で甲社の資金 3 0 0 0 万円を F に交付したところ、F がこれを持ち逃げして行方不明となってしまう、その結果、甲社は、資金繰りに窮することとなった。

- 1 甲社の株主である D は、A、B、C 及び E に対し、会社法上、それぞれどのような責任を追及することができるか。
- 2 A が F に 3 0 0 0 万円を交付する前の時点において、この事実を知った甲社の株主である D 及び監査役である E は、A に対し、会社法上、それぞれどのような請求をすることができたか。

（旧司法試験 平成 1 8 年度 第 1 問）

第47問

商 法

甲株式会社は会社法（平成17年法律第86号。以下同じ）にいう公開会社ではない（同社の定款には株式の譲渡制限の定めがある）。甲社においては代表取締役社長であるAと代表取締役専務であるBがそれぞれ役員・従業員を巻き込んだ派閥を形成し、近時、社長派と専務派の対立が激しくなっている。同社は取締役会設置会社であり、A B Cの3名が取締役、A Bの2名が代表取締役である。また、同社の株主および持株数は、A（100株）、B（80株）、C（20株）、D（20株）であり、Cは社長派に、Dは専務派に属すると見られている。

平成18年11月1日、A Cは、甲社が株主割当ての方法によらずに株式を200株発行することを決定した（①の決定）。そして、同日、A Cは甲社に対して株式の引き受けの申し込みをする旨の書面を交付し、さらにA Cは、甲社がAに150株、Cに50株の株式を割り当てる旨を決定した（②の決定）。なお、A Cは、上記の①の募集事項の決定および②の募集株式の割当ての決定は、取締役会の決議としてなされたものとして、その旨の取締役会の議事録を作成しているが、取締役であるBには取締役会の招集通知は発送されることはなく、上記の募集事項の決定および募集株式の割当ての決定については、Bは全く知らされていなかった。また、甲社においては上記株式発行に関連して株主総会の決議が行われたことはない。

A Cは、払込期間の末日である平成18年11月17日に所定の額の金銭の払込みを払込取扱機関に対して済ませ、翌日、甲社の株主名簿にはA Cが新株の株主である旨が記載された。なお、同社の定款には株券の発行については定めが置かれておらず、同社はこれまでに株券を発行したことがない。

あなたは専務のBから相談を受けた弁護士であるとする。（1）相談を受けたのが新株発行があった日から4ヶ月経過後であった場合と、（2）13ヶ月経過後であった場合に分けて、依頼人であるBに対して、（ア）新株発行の効力について裁判で争う場合にどのような請求と理由付けを行うことが考えられ、（イ）それが裁判所で認められる可能性がどの程度高いと考えるかにつき、根拠条文（会社法）その他の理由を記した書面を作りなさい。なお、宛名、日付、氏名など文書の体裁に関わる部分は割愛し、中身のみ記入すること。また、クライアント宛の文書であることを意識した文体（ですます調など）にする必要はない。

（中央大学法科大学院 平成19年度）

第9問

民事訴訟法

XはYに絵画を売り渡したが、Yは代金の支払期日になっても代金を支払わなかった。そこで、Xは、Yに対して、代金1000万円のうち一部と明示して600万円の支払を求める訴えを提起した（以下「訴訟1」という。）。

一方、Yは、Xに対する400万円の貸金債権があるとして、Xを被告とする別訴を提起した（以下「訴訟2」という。）。Xは、訴訟2において、代金1000万円のうち、訴訟1で訴求していない400万円の代金支払債権を自働債権とする相殺の抗弁を提出した（以下「本件相殺の抗弁」という。）。

- (1) 本件相殺の抗弁の適法性について、論じなさい。
- (2) 訴訟1において、Xの請求が500万円の限度で認められ、この判決が確定したとする。訴訟1の判決確定後に、本件相殺の抗弁が提出された場合における、本件相殺の抗弁の適法性について、論じなさい。

第 22 問

民事訴訟法

Xは、世界でも有数の化石マニアであるが、ある日、Y博物館から、X所有の恐竜の化石（以下「本件化石」という。）をレンタルさせてくれないうとの申出を受けた。Xがこれに応じたため、平成22年2月22日、期間を平成22年4月1日から平成25年3月31日とし、毎月20万円の使用料を支払うとの内容の賃貸借契約がXY間で締結された。

Xは、約定どおりに本件化石を引き渡し、Yは、平成22年4月1日から本件化石を展示した。ところが、返還期限である平成25年3月31日が過ぎても、YはXに本件化石を返還しなかった。

そこで、Xは、平成25年5月、Yに対して本件化石の返還請求訴訟を提起した（以下「本件訴え」という。）。これに対して、Yは、訴訟によって博物館の評判が下がることをおそれ、Xに和解を持ちかけた。

その後、裁判外で交渉がなされた結果、①Yは、本件化石を平成25年7月31日にXに返還すること、②YはXに対して80万円を支払うこと、③Xは、本件訴えを取り下げることとする和解契約がXY間で成立した（以下「本件和解契約」という。）。

ところが、Xが一向に訴えを取り下げないため、Yは、Xが訴えを取り下げないことは本件和解契約に反すると主張し、本件和解契約書を証拠として提出した。

審理の結果、本件和解契約の存在が認められるという場合、裁判所は、本件訴えに対してどのような判決をすべきか。

第 40 問

民事訴訟法

甲は、乙に対して貸金債権を有しているとして、乙に代位して、乙が丙に対して有する売買代金債権の支払を求める訴えを丙に対して提起した。

- 1 甲の乙に対する貸金債権の存否に関する裁判所の審理は、どのようにして行われるか。
- 2 乙の丙に対する売買代金債権が弁済により消滅したことが明らかになった場合、裁判所はその段階で、甲の乙に対する貸金債権の存否の判断を省略して、直ちに甲の丙に対する請求を棄却する判決をすることができるか。
- 3 裁判所は、甲の乙に対する貸金債権は存在し、乙の丙に対する売買代金債権は弁済により消滅したと判断して、甲の丙に対する請求を棄却する判決を言い渡し、その判決が確定した。当該貸金債権が存在するとの判断が誤っていた場合、この判決の既判力は乙に及ぶか。

(旧司法試験 平成19年度 第2問)

第 51 問

民事訴訟法

X及びYは、共有して使用するために、Zから自動車を購入した。Xは、契約時には同席しなかったため、Zは、Yとの間で契約を締結したと考えていたが、Y自身はXが契約主体であると認識していた。

Zは、X及びYが売買代金を支払わなかったため、Yを被告として、売買代金支払請求訴訟を提起した（以下「本件訴訟」という。）。本件訴訟において、Yは、買主はYではなくXであると主張したため、Zは、Xに訴訟告知をしたものの、X自身もYが買主だと考え、本件訴訟には参加しなかった。

本件訴訟において、裁判所は、買主はXであると判断して、請求棄却判決を下した。以上の事実を前提に、以下の各小問について、解答しなさい。

- (1) Xには、本件訴訟における補助参加の利益が認められるかについて、論じなさい。
- (2) 仮に、補助参加の利益が認められる場合、X Z間に参加的効力が生じるか、生じるとすればどの範囲であるかについて、論じなさい。

